

別記様式

議 事 録

| | |
|-------------------|---|
| 会議の名称 | 第5回岩倉市総合計画審議会議事録 |
| 開催日時 | 令和2年8月17日(月)午後2時から3時30分まで |
| 開催場所 | 大会議室 |
| 出席者 (欠席委員・説明者) | 出席委員：千頭会長、小松会長職務代理、内藤委員、 山田委員、今井委員、廣中委員、小笠原委員、 伊藤委員、櫻井委員、橋詰委員、松本委員、 丹羽委員、千村委員、後藤委員 事務局：中村総務部長、佐野行政課長、伊藤秘書企画課長 小出秘書企画課主幹、夏目秘書企画課技師 加藤(地域問題研究所)、池田(地域問題研究所) |
| 会議の議題 | (1)第5次岩倉市総合計画基本構想案及び基本計画総論案について (2)その他 |
| 議事録の作成方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他 |
| 記載内容の確認方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議の会長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他() |
| 会議に提出された資料の名称 | 追加参考資料1：マルチパートナーシップ 追加参考資料2：都市マス構造図 次回以降の審議会開催案内 |
| 公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 傍聴者数 | 3名 |
| その他の事項 | 議事録作成者 夏目 |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 議事

（1）第5次岩倉市総合計画基本構想案及び基本計画総論案について
追加参考資料1、追加参考資料2について事務局より説明

委員：地域でも高齢者サロンが開かれているが、2月から新型コロナウイルス感染症によって全然できない。せつかく立ち上げてやってきたものを盛り上げていく方法はないか、第5次にも関わりがあると思うのでみんなで考えています。

委員：今年に入って新型コロナウイルス感染症の関係で公共施設が使えないので、市民が集まる文化活動が半年以上、行事が中止になったり、活動を継続するのは難しい状況です。新型コロナウイルス感染症がすぐに収束するとは思えないので、今後どう活動を継続するかは難しい問題です。保健推進委員さんも、新型コロナウイルス感染症で手いっぱい健康増進活動も手が回らない。第5次はそういう状況も踏まえて、今後の活動のあり方を検討するべきだと思います。

第4次の「役立ち感」は何に役立てば良いのか疑問に思っていました、第5次の「居場所」という言葉は納得できます。自分の居場所、立ち位置を見つめ直す良い機会になると思います。居場所というと生活の基盤、活動の基盤をいかにつくるかが非常に大事ではないかと思っています。

委員：新型コロナウイルス感染症が発生した状況について、どのような状況で発生したのか、具体的な情報があると発生が抑えられると思います。情報発信について考える機会と捉えて検討してほしい。

会長：新型コロナウイルス感染症をどう捉えるかはすごく大きな課題だと思います。

委員：今回のポイントは民間と行政の協働だと思いますが、民間事業者にとって行政や市民と関わるメリットは何か教えていただきたい。民間事業者は利益を得るというイメージがあるので、岩倉のことを思って活動している民間事業者と組むことが大切だと思います。

委員：農業団体は自治基本条例の中で、民間企業なのか、行政区なのか、どのような枠組みに入るのかお尋ねしたい。

会長：1点目は、民間事業者が行政、市民と協働することの意味は何かということ。2点目は、農業団体は自治基本条例の中でどう位置づけられているかということ、事務局、いかがでしょうか。

委員：自治基本条例で市民と定義されるのは、例えば、法人格を持った社会福祉法人、医療法人、市民活動団体はNPO等、県レベルの団体等、たまたま例が並べてあるだけで類型化はされていないと思います。自治基本条例におけるいわゆる市民の捉え方を定義、整理をすることが大事ではないでしょうか。整理をしてほしい。

委員：我々は第5次の基本構想、幹を考えていくと思っています。その中で、「誰もが居

場所のある共生社会をめざす」をまちづくりの基本理念として普遍的な将来像「健康的で明るい緑の都市の実現」をめざして第5次は進められると思います。先ほどの説明で個々の団体でいろいろな協働が進められてきたことはよくわかりますが、我々が第5次で基本構想を考える中で、個々の団体がどのように連携して、どのような理解をされるような形でこの会議を進めていくのか。今後の部会では、団体、企業の方をゲストとして招くということも考えているのか。他の県では、これからは高齢化社会ということで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをテーマに、行政・市民・各企業・事業所等が取り組んでいるが、そういう形で何か目標を求められるものなのか。記載されている事業について漠然と考えるのか。その中で、マルチパートナーシップを個々に取り入れてやっていくのか、その辺のお考えを知りたい。

また、生活拠点として石仏駅、岩倉駅、大山寺駅がありますが、大山寺駅の東側はほとんど市街化調整区域でいろいろな規制があり、家を建てたりできないが、駅だけで生活拠点が生まれるものか。市はどのようなお考えかお聞きしたいと思います。

会 長：自治基本条例の中で、農業団体、市民活動団体の社会福祉協議会、文化協会、体育協会等の組織はどうなっているか。そこは全体としてどうですか。

事 務 局：例えば、社会福祉協議会、シルバー人材センター等は民間事業、商工会等が入っている事業者に入ると思います。また、農業団体についてはいろいろあります。例えば、JAは事業者、地域の農事組合は地域団体に入ります。また、野菜の広場等の組合は市民活動団体です。

民間事業者のメリットとしては、最近は社会貢献活動、CSR等の活動もよく見られます。例えば、それぞれの事業者として五条川の清掃に参加したり、岩倉市が商工会等に委託してお祭りをしたりしています。そういうところも、今後はマルチパートナーシップとして、これまで以上に協力して、岩倉市のまちづくりを進めていきたいと考えています。

委 員：類型化についても考えてほしい。あと、社会福祉協議会も、新型コロナウイルス感染症でいろいろな事業が完全に活動が停止している。今年度はまず駄目ではないかと思います。

総合計画は従来も理念型でしたが、今回は阻害要因が非常に出ている。ふれあいサロンも本来はやってほしいと思っています。社会福祉協議会の支部活動も停滞している。それぞれの支部で毎年やっていただいている事業も停滞している。そういった状況で、マルチパートナーシップという議論をしても、あまり意味がないのではないか。ただ、理念型として捉えて、こういう概念を導入するということであれば賛成できる部分はあると思っています。

会 長：まさに理念として議論をしています。

民間事業者との協働に力を入れるのであれば、個々の施策体系、部会の議論の中

で、それはどう具体的に何か出てくるのか。議論のプロセスに誰か入るのかという
ことも含めて、中身としてもそれは出てくるのでしょうか。

事務局：今後の部会の個別の基本計画の中身を議論に、当事者の事業者が参加して議論を進めるとい
う予定はありません。市役所の中の各課と秘書企画課が新しい計画をどのように進めていくのかとい
う議論の中で、個別具体的な事業者の名前、関係機関の名前は出てきています。そういうところを踏
まえて文章化していますので、ここで想定している事業者は誰かという質問や、どういうことをやっ
ていくのかという質問にはお答えできるようにしていきたいと思っています。文脈の中で読み込めないよ
うであれば、ご意見をいただいて文章を変更していくことも必要と考えています。

会長：民間事業者との協働は、施策体系の中ではある程度、それを踏まえた施策が出てきます。た
だ、当事者となる事業者が議論に入ってということではないということです。

地問研：民間事業者のメリットについて、民間事業者は利益を追求しているイメージとして捉えられ
がちですが、CSRに取り組んでいる企業もみられます。また、もう一歩進んでCSVという企業が社会課
題等に主体的に取り組み、社会に対して価値と経済的な価値をとともに創造していく経済活動に取
り組む企業も増えています。企業・地域社会・行政の3者にとってWin-Winの経済活動にシフトしな
いと企業の価値も上がっていかないのではないかと、取り組んでいる企業・事業者が増えてきてい
ます。例えば、追加資料1で紹介している「サービス付き高齢者住宅の共用スペースの地域開放」は、
ある自治体でサービス付高齢者住宅と地域サロンをマッチングをして成立したという事例です。不
動産会社にとっては入居者が入れればそれでいいというわけではなく、高齢者が地域社会の中
で孤立しないように、そして、生活の質を高めることを考えて、不動産会社にとっても地域の
自治会にとってもメリットのある協働が生まれました。また、地域サロンと高齢者の居住者
にもコミュニケーションが生まれました。企業は社会課題に迫る活動をするこ
とによって持続可能な企業経営ができていくことがほとんどです。これからは、行政がすべ
ての公共的なサービスを提供する時代ではなく、社会課題を解決していこうという思いのある
企業のノウハウ・資金力も活用しながら行政サービスを提供することによって持続可能なサ
ービスを提供していくことが大切です。人口減少時代、高齢社会が進むなかで、すべてのま
ちづくりの経営資源を行政だけに頼ることは難しい状況ですので、全国で、公民連携の事
業が進められています。他にも様々な事例が生まれています。公園でも公民連携が進んで
います。名古屋でもパークマネジメントといって、公共空間に民間施設をつくり公園に多
くの利用者が来るように工夫をしています。例えば、名城公園の中にtonarinoという公園
商業施設があります。ここには、民間のカフェレストランやランニングを楽しむ人たちのサ
ービス施設などがテナントとして入っています。

このように公共空間に民間の施設をつくり、新たな公的サービスとして民間企業がサービスを提供している事例が増えています。これからの岩倉における新たな協働の観点として、そういう Win-Win の新しい価値を生んでいく視野を入れていくというマルチパートナーシップの中にはそういう思いも込められています。

職務代理：マルチパートナーシップについて補足資料をいただきましたが、それでも、いろいろ議論が出てくるということは、おそらくまだまだずっと理解が難しい面があるということだと思います。誰がパートナーなのか、具体的にどういう社会になっていくのか、もしくは地域社会、地域住民が必要とするものをどのように提供してくれるのか、生み出すのかというあたりが、まだ、どこにでも起きていることではないので、すぐには腑に落ちることがないのかもしれない。委員の意見にもあったように、「役立ち感」から「居場所」になって腑に落ちたというように、少し時間がかかるのかなと思っていますが、この考え方は先進的だと思うし、岩倉市が総合計画をつくる理念にこういうものがあるということは非常に評価したいので前に進めてほしいと思います。「役立ち感」から「居場所」という話については、第4次策定時に「役立ち感」という言葉を聞いたときに新鮮だと思ったけれど、委員から「役に立ってないと駄目なのか」という意見があり、ハッとした。その結果、そう感じ取ればいいということで「感」がつかしました。第4次策定時よりも、今の社会はもっと不安定で先行き不透明なので、役立ちというよりも、自分が年齢を重ねたときに助けていただかなければいけないと感じることも多く感じられると思う。そういうときに、「居場所」という言葉は「役立ち感」ということも包含するという意味で、我々の中に定着する言葉になったと思う。そういう意味で、総合計画の大きな理念のタイトルにつけていただいたのは非常に良いことだと思います。大きな方向性は間違っていないと思いますので、具体的な議論で詰めてもう一度、検証していただくとうまいと思います。

会長：追加参考資料1について、突然「新たに市外とも協働」と出てきたことに違和感があります。

「マルチパートナーシップ」について、パートナーシップというのはそもそもマルチです。基本構想案では「市民と行政との協働はもとより民間事業者とも」と書いてあり、自治基本条例ではすでに市民という言葉はすごく広くとっているので資料の中で矛盾している。最終的には、「誰もが居場所のある共生社会」という言葉はすごく大事だと思っているけれど、論理の組み立てとして矛盾が出ないようにしておかないといけないと思います。パートナーシップは手段ですので、手段が「マルチでないとパートナーシップはいけない」というように目的化してしまうと逆転してしまいます。資料の中の協働事例一つひとつは大切ですが、「マルチ」をつけないと表現できないかと言うと、そうではないと思います。何のために、「マルチ」という言葉をパートナーシップの上につけたのかということについて論理的に説明できることが必要だと思います。

職務代理が言われたとおり、第4次策定時も「役立ち感」はさんざん議論したが、議論は尽きないということで、10年間は役立ち感ということでみんなで考えていこうとしたわけですから、「居場所」、「共生社会」ということはすごく大切だと思います。そこは皆さんの合意がとれる言葉だと思います。

もう一点、都市計画マスタープランの中で、大山寺駅が生活拠点とあるが中身として何ができるだろうという質問がありました。現実的に考えたときに、拠点とつけたから何か整備するとか、建物を建てるということではないと思いますが、大山寺駅を生活拠点とするということにどんな意味があるかというご質問だと思いますので、事務局として回答はありますか。

事務局：生活拠点のイメージはいろいろあると思いますが、都市計画マスタープランでは市民の日常的な生活行動の要、中継点となる交通拠点を生活拠点として位置づけています。駅周辺というのは駐輪場、駐車場、トイレ等も整備していますので、周辺という言葉が使われていて、周辺地域の開発という意味での言葉ではありません。「生活拠点」という言葉の選択に違和感があるようであれば、そこは担当と話をしたいと思います。石仏駅も駅南西側は市街化調整区域が広がっています。両駅とも狭い範囲ですが都市計画マスタープラン上では生活拠点として位置づけ、岩倉駅ではそれに加えて、さまざまな機能を持つ拠点として、大きな円の中に賑わい拠点という言葉で整理をさせていただいています。

会長：特に何か整備をするということだけではないということですね。

事務局：はい。

委員：岩倉は南北に長く、石仏、岩倉駅、大山寺駅がありますが、東西の交通手段がない。西部は拠点の駅まで結構距離があり、車がないと移動できない。高齢化で免許証返納されていたり、家族がこうした高齢者を同乗させたりするのも限界があります。また、高齢者個人でタクシーを利用するのも現実的には難しい。いろいろ議論はされたと思いますが、今は巡回バスもない。将来的には岩倉市全域をカバーできるような、買い物、医療、役所等を回るような交通システムがあれば、催しにも参加できる、居場所ができるのではないのでしょうか。

「居場所」というのは非常に良いと思ったが、その居場所をつくるための施策は参加する場所や仲間がいなくてできない。今は新型コロナウイルス感染症で難しく、新しい居場所、活動になる場所がない。施設が使えない中でも、新しい居場所を構築する方法を見つけていく必要があると思います。具体的な案はないが、今後の総合計画の中で、何があっても居場所をなくさないということを考えていく必要があると思います。

会長：交通手段については、「施策14 移動環境」がありますので、そこで中身の議論ができると思います。居場所については、基本理念である居場所というところが、各分野でどのように具体化できるか、引き続き議論していただけたらと思います。今日は、基本構想の部分と基本計画の総論を大筋、ご理解いただいて、次回から

の各論に入ることだと思えます。

前回、職務代理から、5つの基本目標と個々の施策の組み立てについてご指摘をいただきましたが、そこはいかがでしょうか。基本的には、この組み立てでいきたいということでしょうか。そこは、各施策の議論の中で、一つの基本目標の中にこういうものが入っていることの意味合いについて確認をしましょうか。

事務局：基本目標と施策に対するご指摘については担当課と話をしています。方向感とすると、会長から言っていただいた感じになります。健康づくりという観点でのスポーツ、環境・自然というところでの農地の役割というところは、市ももちろん認識しています。施策の名称としては表現しきれない部分はあるかもしれませんが、施策の中身でエッセンスが読み取れるような形で検討させていただいています。次回以降の部会の中でもご指摘いただければと思います。

会長：全体の大きな方向性としてご了解いただけそうでしょうか。

特に大きな議論がないということであれば、一旦この基本構想と基本計画の総論を了解して、それに基づいて次回から各論の議論をし、各論の議論が終わったあとで、もう一度、今日の資料、前回の資料に戻って最終確認をするということでもよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

事務局：追加参考資料1の「新たに市外で事業…」に対する会長のご指摘について、「積極的に」という言葉が大切で、「新たに」は余分だったと思います。第4次総合計画策定後、自治基本条例の検討において、「市民」という言葉を広く定義しようとしたが、「市民」という言葉の中に事業者さんが含まれるイメージが伝わりませんでした。第5次総合計画では理念の中に位置づけたいという思いがあり、あえて「マルチ」という言葉をつけることで、多様な人たちとの連携を強調しようと思いました。

(2) その他

その他として報告等はなし

3 その他

次回以降の審議会日程について、資料のとおり事務局より説明

以上